

令和6年度 第2回 滋賀県渋滞対策協議会

重要物流道路における交通アセスメント

令和7年3月14日(金)

1. 重要物流道路における交通アセスメントについて

○重要物流道路周辺における交通アセスメントとしては、現在下記の通り定められている。

1. 趣旨

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路においては、道路周辺の土地利用に起因する渋滞の抑制や安全性を確保する必要がある。

そのため立地前の計画段階から立地後の追加対策に至るまで、交通アセスメントの考え方を踏まえた取組を強化する必要がある。

3. 交通影響予測

道路管理者は、対象施設の立地後における交通の円滑について検討するため、協議の申請を行った者に交通影響予測の実施結果の提出を求める。

(1) 予測範囲

半径2km以内の重要物流道路の区間の渋滞状況を予測するために必要な範囲を設定。

(2) 予測手法

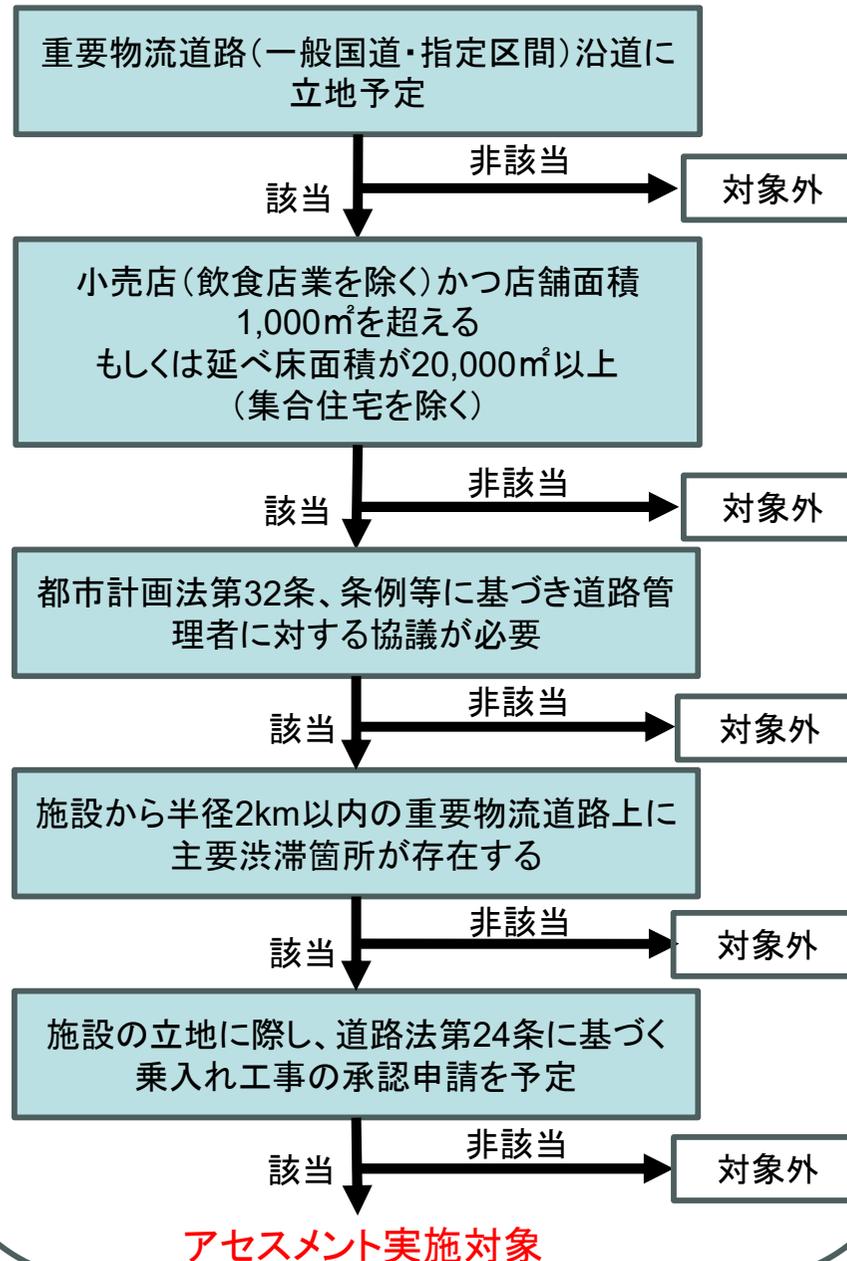
予測手法は、原則として静的手法を採用するもの。

4. 渋滞対策

交通影響予測の結果、以下の場合には渋滞対策が必要。
・施設の立地により、主要渋滞箇所における交通流の著しい悪化が認められる。

・施設の立地により、重要物流道路の区間に新たな渋滞箇所の発生が認められる。

2. 対象選定フロー



2. 渋滞対策協議会での対策検討対象 選定フロー

○重要物流道路周辺における交通アセスメントと渋滞対策協議会との連携を推進するために、次年度以降については、施設設置者からの申請に対し、対策が必要な場合については地域WGでの検討を行う。

